

戸籍法と 住民基本台帳法の 一部が改正されました

**証明書(戸籍謄抄本や住民票の写し等)を
発行するときは、必ず「本人確認」を行います**

市の窓口では、証明書の交付請求に来られた方に運転免許証やパスポートなどの本人確認書類を提示していただき、本人確認を行っています。大切な個人情報を守るために必要な手続きですので、ご理解とご協力をお願いします。

本人確認の対象となる証明書		戸籍(戸籍・除籍・改製原戸籍の謄抄本、戸籍の附票) 住民票(住民票、住民票記載事項証明書) 戸籍・住所に関する証明書
本人確認に使用する書類	1種類以上必要となるもの	運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳など官公署が発行した本人の写真が貼り付けられた書類
必ず有効期限内の書類をご持参ください。	2種類以上必要となるもの	健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、福祉医療費受給資格証、社員証など本人の氏名と住所または生年月日が確認できる書類

※本人確認書類がないときは、「本人確認申出書」を記入していただき、戸籍や住民票の記載事項と照合する方法により確認を行います。

証明書を交付請求できる場合が限定されました

区分	戸 籍	住 民 票
請求者	戸籍・除籍・改製原戸籍の謄抄本 戸籍の附票、その他戸籍に関する証明書	住民票、住民票記載事項証明書 その他住所に関する証明書
本人等が交付請求する場合 証明書を利用する理由の明示は不要です	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍に記載されている方またはその配偶者 直系尊属(本人の父母、祖父母、曾祖父母等)または直系卑属(本人の子、孫、曾孫等) ※配偶者の父母、祖父母、子等は含みません。 ※配偶者、直系の親族であること等が市で確認できないときは、つながりがわかる戸籍謄本、除籍謄本等の提示をお願いします。 	本人または本人と同一世帯の方
本人等以外の方が交付請求する場合 証明書を利用する正当な理由を具体的に記載していただきます	<ul style="list-style-type: none"> ①自分の権利を行使したり自分の義務を果たしたりするために戸籍や住民票の記載事項の内容を確認する必要がある場合 ②弁護士等による職務上の請求 ※「自分の権利を行使」とは、例えば、貸金債権の請求に当たり、死亡した債務者の相続人を調べる場合をいいます。また、「自分の義務を果たし」とは、例えば、受取人(法定相続人)に対して保険金支払いをするため相続人を調べる場合をいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ※戸籍と住民票では請求できる方が異なります。ご注意ください。 戸籍は直系の親族であれば請求できますが、同一世帯の方であっても直系でない方(配偶者の父母等)は委任状が必要になります。 住民票は同一世帯の方に限られます。親子(法定代理人を除く)であっても同一世帯でない方は委任状が必要になります。

※代理や使いの方は、委任状などの代理権限を明らかにする書類が必要です。

不受理申出制度が法制化されました

縁組、離縁、婚姻、離婚、認知の届出について、当事者の一方が届け出た場合には「届出」を受理しないよう、あらかじめ申し出ることができるようになりました。

☎北勢庁舎 市民課 T 72-3513 F 72-3334